

平成21年 6月22日

於：国土交通省3号館11階特別会議室

交通政策審議会海事分科会

第7回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
議題 1. 船員労働安全衛生規則の一部改正について	1
議題 2. 民間完結型の6級海技士（航海）養成課程の創設について	4
議題 3. 海事広報について	8
議題 4. 船員派遣事業の許可について（非公開）	
3. 閉 会	11

【 出席者 】

（委員及び臨時委員）

公益代表 小杉委員、竹内委員、山村委員、井山委員、田付委員、田原委員、野川委員

労働者代表 池田委員、田中委員、中澤委員、藤澤委員

使用者代表 阿部委員、小比加委員、小坂委員、三木委員

（事務局）

国土交通省 大野海事局次長、染矢技術審議官

海事人材政策課 菟川海事人材政策課長、山内海事振興企画室長、久米雇用対策室長、
川崎企画調整官

運航労務課 西村運航労務課長

海技課 楳葉海技課長

開 会

【川崎企画調整官】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第7回船員部会を開催させていただきます。

事務局の海事局海事人材政策課の企画調整官の川崎でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中、15名の出席でございますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。議事次第の議題1から4まで、それぞれ資料1から4という形で資料がございます。もし、過不足等ございましたら、いつでも結構でございますので事務局までお知らせいただければと思います。

それでは、早速議事次第に入っていきたいと思います。小杉部会長、司会進行のほうよろしくお願いいたします。

議題1. 船員労働安全衛生規則の一部改正について

【小杉部会長】

それでは早速議事を進めていきたいと思います。

議題1の「船員労働安全衛生規則の一部改正について」は審議案件でございます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

【西村運航労務課長】

運航労務課でございます。

それでは、資料1に沿いまして、ご説明をさせていただきたいと思います。まず右肩の資料1をご覧いただきたいと思います。これは今回、審議会に諮問する諮問文でございます。

諮問をしてご審議いただきます内容は、船員労働安全衛生規則の一部改正についてでございます。

その内容は別紙に、2ページにわたって中身が書いてございます。これは後ほど、ポンチ絵で説明をさせていただきたいと思います。

資料1の最後にあるのが、本審議会、部会への諮問の根拠でございます。船員法第110条では、審議会等は国交大臣の諮問に応じて調査審議し、第121条では、この法律に基づいて発する命令については、その草案について公聴会を開き、船員、船舶所有者のそれぞれの代表及び公益を代表する者の意見を聞いて、これを制定する旨が規定されており、今回、省令の改正の草案についてのご審議

をいただくものでございます。

それでは中身に入ります。その次に資料1-2の横長の1枚紙についてご説明をさせていただきます。

今回の改正は船員労働安全衛生規則の改正でございます。これは、SOLAS条約という条約の改正に伴う、今回のこの規則の改正でございます。その下に条約名が書いてございます。1974年の海上における人命の安全のための国際条約、いわゆるSOLAS条約の改正でございます。

条約の改正の中身は、そこに3行ほど書いてございますけれども、油を取り扱う船員の健康及び安全の確保のため、あらゆる形態の石油の貨物及び船用燃料油、石油と燃料油を運送する船舶に対しまして、その貨物の積載時に当該貨物に関する、ちょっと難しい言葉でございますが化学物質等安全データシートという文書でございますけれども、この文書の船内での備え置きを義務づけるものでございます。このデータシート自体は油の製造業者等によりまして作成し、交付をされているものでございます。

これは船員が当該貨物に関する危険性等の必要な情報を得られるようにするという趣旨でございます。条約の趣旨、改正の趣旨におきましても、船舶によりまして油を運送中に船員がその油の危険性でありますとか、適切な取り扱い方法等の情報を確実に知り得るために備え置きをするという制度に改正するというところでございます。この条約自体は平成19年10月に改正されており、まもなく発効するという状況で、今回の省令改正ということになっております。

その下の図、囲いが2つございます。左のブルーのほうは条約に記載されている、このデータシートにどのような内容のものを記述するかというものでございます。1番から16番まで基本的には油、あるいは化学物質の名前でありますとか、有害性の要約、それから成分、何か起こったときの応急措置、火災時の措置、漏出時の措置といった内容及びその取り扱いの方法を記載したものでございます。この詳細につきましては、別に参考資料をつけております。

それから、これが条約に記載された内容でございますけれども、今回、省令改正の中身といたしまして、右側の枠囲いで、船員労働安全衛生規則の改正という内容でございます。船舶所有者は以下の事項が記載された文書(MSDS)を船内に備え置くことということで1番から11番、名称、油の製造業者等の氏名、それから危険性及び有害性の要約、成分及びその含有量等々、必要な情報についての項目を記載しております。項目の数は違いますが、左側の条約上必要だと言われる内容が集約されまして、内容的には同じでございますけれども、16項目から11項目に整理をしたものでございます。

それから、この規則の施行につきましては、条約が発効をいたします7月1日付けでしたいと考え

ています。それから、このMSDSと言われる、油の製造業者が作成し、交付する文書でございますけれども、実は陸上の輸送の内容ですけれども、当該対象になります、油を含む化学物質の製造業者は既に労働安全衛生法に基づきまして、MSDS、この文書を作成する義務が生じております。

したがいまして、今般、海上輸送につきまして、荷主の方から文書、シートを受け、船内に備え置くということをやればよいということになります。

石油連盟でありますとか厚労省に伺ったところによりますと、現在すべての種類の石油につきまして既にこの文書、MSDSを作成して船積みの前に船舶所有者の方へ提供をしているということでございます。実態的にはもう既にそういう文書を労働安全衛生法に基づいて、油の製造業者は出しているということでもございました。今回の省令の改正は、その文書を船内に備え置き、船員の方々への情報提供をきちんとするという趣旨でございます。

以上が資料1-2でございまして、次にその下のところに参考資料がございまして、これが条約上必要なものということで、16項目を記載したものでございまして、参考資料2枚目以降に、それぞれ1番から順番に3枚ほどに分けまして、それぞれの項目でどのようなものを記載していくのかというものが書いてあります。一々ご説明は省略させていただきますけれども、このようなものを書いた文書を油の製造業者、荷主の方からいただいて、船内に備置をするという、その義務づけの省令改正でございます。ご説明は以上でございます。

【小杉部会長】

ありがとうございました。ただいまのご説明に関して、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【井山臨時委員】

確認なのですが、MSDSの13番、14番で廃棄上の注意、輸送上の注意というのは、この省令ではどこで書くことになるのですか。

【西村運航労務課長】

13番、14番の廃棄上の注意、輸送上の注意は、省令の8番、取扱い上の注意で担保いたします。

【井山臨時委員】

取り扱いで読むんですか。

【西村運航労務課長】

はい。この中に記載していただくことになっております。

【井山臨時委員】

わかりました。ありがとうございました。

【小比加臨時委員】

すいません。

【小杉部会長】

はい、どうぞ。

【小比加臨時委員】

総連合会の中にタンカー組合というのが内航船であるんですけども、そちらの事務局のほうに問い合わせしたところ、石油連盟との話がもう大分進んでいまして、一応、準備段階は終わっていると聞いておりますので、特に内航のほうの関係に問題はないかと思えます。

【小杉部会長】

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問がなければ、本件につきましては国土交通大臣諮問第84号をもって諮問された件については、適当である。という結論とすることとし、その旨海事分科会長に報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議題2. 民間完結型の6級海技士(航海)養成課程の創設について

【小杉部会長】

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題2の「民間完結型の6級海技士(航海)養成課程の創設について」について事務局から報告をお願いいたします。

【樺葉海技課長】

海技課長でございます。

報告事項でございますが、民間完結型の6級海技士(航海)養成課程の創設についてご説明いたします。お配りしてございます資料2でございます。

まず、今般の養成課程の創設に係る背景についてご説明いたします。1枚おめくりいただきまして、右肩に参考と書いてある資料がございます。

これは、平成19年12月の交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会答申の抜粋でございます。第2章、優秀な日本人船員の確保・育成のための具体的施策、(2)船員を育てる。アンダーラインのところでございますが、我が国の船員教育訓練システムについては、改革を行っていくことが強く求められている。具体的施策の例として、一般大学、高校等卒業者の海技資格取得を可能に

するシステムのさらなる拡充がうたわれております。こういった背景がございまして、最初の1ページ、資料2に戻っていただければと思います。

1番の概要でございますが、ここでいう民間完結というのは、国や独立行政法人は介在せず、民間のみで教育・訓練を行うという意味でございます。

民間で完結する6級海技士（航海）養成課程導入の要望がございましたことを踏まえまして、今般、当該養成課程の卒業者に対する海技試験受験に係る乗船履歴の特例を新設する等の所要の措置を講じることとしたところでございます。この措置を講ずることにより、財団法人尾道海技学院が当該養成課程の創設を予定しているところでございます。

2番、財団法人尾道海技学院が創設を予定している養成課程の概要でございます。下に3本の図がございまして、創設を予定しているコースとして3種類あるということでございます。一番上が2年制コース、真ん中が1年制コース、一番下が短期養成コースでございます。一番上の2年制コースを例にとってご説明いたします。

まず、入学資格は高等学校卒業または同等と認めるものである。6級海技士（航海）に必要な履修科目12単位、中身は海上交通安全法等の法規、航海計器、当直、操船といったものでございます。続きまして、乗船実習が2カ月、さらに船舶の運航が6カ月以上。これで海技試験受験に必要な乗船履歴8カ月以上をつけるわけでございます。その次、その他、専修学校として必要な履修科目。これは航海学でありますとか、あるいはガス溶接技能講習といったものがあるわけでございます。さらに免許講習、0.5カ月でございますが、レーダー観測者講習、救命、あるいは消火講習といったものを行います。それで卒業後は身体検査のみで受験できるということでございます。

1年制コースでございますが、今ほど申し上げました、その他、専修学校として必要な履修科目、これを圧縮いたしまして1年にしております。1年で卒業して雇用関係に入り、卒業後に乗船履歴を6カ月つけるということでございます。

一番下の短期養成コースでございますが、これはその他、専修学校として必要な履修科目をすべてなくしまして、修業期間4月半で卒業いたしまして乗船履歴を6カ月以上つけ、海技試験に必要な乗船履歴を8カ月を満たすというものでございます。今のところ2年制コース、1年制コースを合わせて年間30名、短期養成コースでは20名程度を予定しておられると聞いております。

3番、必要な措置でございますが、現在の6級海技士養成課程に関する規定は独立行政法人である海技教育機構において行うものに限ったものとなっておりますので、以下の改正が必要となります。

2つの措置がありますが、簡単に申し上げますと、ひとつは、乗船履歴の特例を新設する。これは省令改正でございます。二つめは登録船舶職員養成施設の教育内容の基準を追加する。これは告示改

正でございます。

最後、今後の予定でございますが、省令及び告示につきましては7月上旬に公布、施行。養成課程の開始については、短期養成コースは本年の9月1日から開始、2年制コース及び1年制コースは、来年度4月1日から開始と考えておられるところでございます。

以上でございます。

【小杉部会長】

ありがとうございました。

それでは、本件につきましてご質問等ございましたらば、よろしく願いいたします。

【井山臨時委員】

すみません。短期養成コースで、専修学校として必要な履修科目というのが、2年コース、1年コースにはそれぞれ期間が書いてありませんけれども、ありますね。ところが短期養成コースにはありませんが、これはどういう趣旨でこういうことになるのでしょうか。

【樺葉海技課長】

専修学校の正規の課程である2年制コース、あるいは1年制コースにおいては、学校教育法上、専修学校として必要な履修科目を教育する必要があるため、短期養成コースは正規の課程ではなく附帯事業という位置づけで考えておられるということでございます。

【井山臨時委員】

附帯事業というのは。

【大野海事局次長】

別のご説明の仕方をすれば、我が方が、船舶職員法に基づいて、これだけはちゃんと教育・訓練してくださいねと申し上げなきゃいけないのは、黄色い12単位というところと、水色のところ、社船実習を含めて乗船実習8カ月以上、ここだけでございます。ただ、我が方の問題ではございませんけれども、尾道海技学院は学校教育法上、専修学校となっておりますので、その専修学校において求められている一般教養、その他の科目は国交省が6級海技士（航海）資格を取るために必要とするわけではありませんが、別途必要です。したがって、専修学校の本来事業として行う場合には2年制コース、または1年制コースになりまして、一般教養等も含めて教育をする。一方、一番下は内航海運業界の要請に基づく短期養成コースなんですけど、これは、6級海技士（航海）資格は取れますが、専修学校を卒業したことにはならない。そういった意味で専修学校という立場からすれば附帯事業として行うということでありまして、これが別の角度からのご説明になります。

【小比加臨時委員】

よろしいですか。

【小杉部会長】

どうぞ。

【小比加臨時委員】

要するに、この6級海技士（航海）の資格を取るだけのために短期養成課程が設置されるということですね、この尾道に関して言えば。

【樺葉海技課長】

はい、さようでございます。

【小比加臨時委員】

要するに6級海技士（航海）の資格だけのために、この短期養成のコースをつくりますよ。それから、この1年、2年のところでもカリキュラムとして入れて、6級海技士（航海）資格をとろうと思えばとれますよという、そういう解釈で……。

【樺葉海技課長】

民間においては、今度初めてという意味でございます。

【小比加臨時委員】

そうですね。

【樺葉海技課長】

民間完結型という形では。

【小比加臨時委員】

従来は海技教育機構でしか取得できなかったのかということです。

【樺葉海技課長】

はい、さようでございます。

【井山臨時委員】

すみません、いいですか。法規制としては3つ目だけ規制すればいいのではないのですか。

2年目、1年目というのは余計なことであって、それが専修学校となるかどうかは、船舶職員法上何も関係のない話だと思いますが。

【樺葉海技課長】

規制しているのはまさに一番下の短期養成コースの色分けと同色の部分です。

【井山臨時委員】

ああ、そうですか。

【樺葉海技課長】

はい。教育科目数と乗船履歴です。

【井山臨時委員】

そうすると、2年、1年コースの専修学校として必要な履修科目は特に法規制としては何もしないということよろしいですか。

【樺葉海技課長】

専修学校として必要な履修科目は国交省サイドから規制するというものではございません。

【井山臨時委員】

わかりました。説明を易しくするためということですね。

【大野海事局次長】

それと、現に尾道海技学院はこの3つのコースをつくろうとしておりますという事実関係のご説明でございます。

【井山臨時委員】

わかりました。

【小杉部会長】

ありがとうございました。井山委員、よろしゅうございますか。

【井山臨時委員】

わかりました。ありがとうございました。

【小杉部会長】

ほかに何かございますでしょうか。

議題3. 海事広報について

【小杉部会長】

特にならぬでございますので、続きまして、議題3の「海事広報について」について事務局からご報告をお願いいたします。

【山内海事振興企画室長】

それでは議題の3、海事広報についてということで、資料3-1と、資料3-2の2つについてご報告を申し上げます。

まず、1つ目の海事広報関連の政府広報でございます。私ども海事人材育成のための広報ということで、2つの面から戦略を考えて広報を打っていかうというふうにしておりまして、1つは、海の魅

力を広く国民に知ってもらって、海とか海事産業に興味、関心を持ってもらう、海事思想の普及啓発の面というのが1つ。それからもう1つは、職業として海事産業に魅力を感じてもらって、将来の職業選択の際の選択肢の一つとしてとらえてもらう、いわゆるリクルートの面と申しましょうか、この2つの面からの戦略を考えて広報を打っていこうとしております。

今年も梅雨があけると、海の日、海の月間ということで、シーズンに入ってくるということでございまして、私どものほうで、まずは政府広報の番組で人材確保でありますとか、海事産業の役割などについて広報をしていこうということで、一応、この表に挙げさせていただきました4つを今回、政府広報ということで、打っていこうと思っております。

まず、一番上の「峰竜太のナッ得！ニッポン」。海事産業の人材確保をテーマにしてやろうということでございます。これは、広報媒体としましては、BS朝日のテレビで、今週の金曜日、26日夜の9時半から10時の時間帯に放送の予定でございます。再放送が、今度の日曜日、28日の午前11時から11時半までということで放送が組まれます。

【大野海事局次長】

飯塚委員もご出演予定と聞いております。

【山内海事振興企画室長】

そうなんです。飯塚委員にスタジオでのインタビューにご協力をいただきました。今日はちょっとお休みなので、申しわけないんですけども。

そのほかにも、この中では外航船、内航船、船の様子、それから乗組員からのインタビュー等がございまして、これも船主協会さんのほうと内航総連さんのほうからも、取材に当たっていろいろご協力をいただきました。それから、船の科学館さんのほうにも若干、BS朝日のほうで取材に行っていたいております。

次の2つ目、「ご存じですか～くらしナビ最前線～」という番組でございまして、これは日テレのスポット番組、5分ほどの短いコマーシャル番組みたいなものでございまして、こちらは7月17日、ちょうどお昼前の午前11時25分から5分程度の番組でございます。こちらは外航船の航海士の取材をということで、今、調整中でございます。

3つ目、これはラジオの番組になります。「栗村智のHAPPY！ニッポン」ということで、これはニッポン放送ですと土曜日の朝、政府広報の時間帯は7時から7時半ぐらいの時間帯なんですけれども、パーソナリティー栗村智が行政の活動をわかりやすく解説してくれるという番組でございまして、この中でも取り上げていただくということで、これはまだちょっと打ち合わせがきていないので、どういうふうにしようかなというのはまだ決めていないんですけども、これから打ち合わせのほう

に入っていく予定でございます。

それから、4つ目が政府インターネットTVの動画による配信でございます。こちらのほうは、インターネットTVで10分程度のトピックスというんですか、22チャンネルのトピックス番組の放送チャンネルがあるんだそうですが、そちらに10分程度ということで動画で配信していこうということで、これも7月上旬からいけるかどうかはちょっとまだ調整中なんですけれども、7月中には政府インターネットTVに動画で配信される予定でございます。

こちらは、近い将来の船員不足が見込まれるということで、若年船員の確保、育成につながるような海運、造船等の海事産業をわかりやすく紹介して国民の関心を高めていくということで、現在調整中でございます。これも、今治のほうへ行って撮ってもらおうかなというようなことを、ちょっと今、考えておまして、まだ構想を練っている段階でございます。以上が3-1、政府広報関連の番組のご紹介でございます。

それから、続きまして3-2でございます。海洋立国推進功労者表彰でございます。こちらは、平成19年に海洋基本法ができて、海洋に関する国民の理解の増進を図ることが不可欠だということで、普及啓発活動に取り組むというようなことが、海洋基本法上、規定がございまして、昨年、平成20年から海洋立国推進功労者表彰、内閣総理大臣表彰でございますが、表彰を設けました。

海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を上げた個人、団体を表彰して、これをたたえ、広く知らしめ、国民が海洋に対する理解を深めていただく契機にするということで、昨年からはまったものがございます。

2番目、内閣総理大臣表彰でございます。対象分野としましては、1枚めくっていただいて2ページ目に表彰の対象分野というふうにしてございます。第1の分野が海洋立国日本の推進に関する特別な功績の分野ということで、4つの部門に、第1分野全体で4名以内の受賞者と。それから、下のほう、第2の分野でございます。海洋に関する顕著な功績の分野ということで、これも4つ部門がございまして、こちらは各部門それぞれ1名以内、第2分野で計4名以内。第1分野と第2分野を合わせて全体で8名以内の受賞者になるように調整をするということでございます。

1に戻ります。4、実施省庁でございます。私ども国土交通省をはじめ、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省、5省が内閣官房の総合海洋政策本部事務局の協力を得ながら実施するということでございます。表彰者数は先ほど申し上げましたように8名以内でございます。

選考の方法につきましては、候補者の推薦は関係省庁と関係団体、それから都道府県、政令指定市から推薦をいただいて、推薦をいただいた中から選考委員会のほうで受賞者の選考を行っております。表彰の実施は、海の日の中行事の際に表彰を行うということと、受賞者につきましては、海の日

関連行事に参画をしていただいて、国民一般に対する普及啓発に協力していただくというふうにして
ございます。

2を飛ばしまして、3枚目にいきます。今年の表彰式、関連行事でございますが、一応7月23日
14時ごろからということで、横浜のほうで予定をしております。何で横浜かというと、実は今年
の海の祭典、海フェスタ、これが海フェスタよこはまということで、横浜で7月18日から26日の
間、開かれることになっておりまして、この海洋立国表彰につきましても、横浜のほうで一緒に行わ
せていただくことになりました次第でございます。

中身でございます。3ポツ、概要でございます。第1部で表彰式を行います。海洋政策担当大臣が
国土交通大臣でございますので、大臣からごあいさつをいただいて、表彰をしていただく。第2部で、
表彰受賞者をパネリストにして、パネルディスカッション等を行うということが内容の概要でござい
ます。主催等は先ほどの省庁でございます。

次の4ページ目と5ページ目が今年度の表彰の受賞者でございます。これは先週の金曜日に関係5
省のほうからプレスに発表をさせていただいております。4ページのほうが第1分野、海洋立国日本
の推進に関する特別な功績の分野、5ページ目が第2分野のほう、海洋に関する顕著な功績の分野で
ございます。この中で、私ども国交省の関係者で受賞をいただいたのは、4ページの第1分野のほう
では、一番上に書いてございます、普及啓発の部門でシップ・アンド・オーシャンの秋山会長でござ
います。功績事項は総合的な海洋政策に関する諸活動ということでございます。それから、第2分野
のほうでは、5ページでございますが、上から3番目、海事の部門、三和ドックの寺西社長。造船技
能伝承の枠組みの創設ということで貢献をしたということで受賞が決まっております。

以上、簡単でございますが、報告させていただきます。

【小杉部会長】

ありがとうございました。

それでは、本件につきましてご質問等ございましたらば、よろしく願いいたします。特にござい
ませんかでしょうか。

閉 会

【小杉部会長】

これで、本日の議事はすべて終了いたしました。何かございますでしょうか。特にございませ
んでしたら、事務局からよろしくお願いいたします。

【川崎企画調整官】

それでは、次回の部会の日程でございますが、次回は7月27日の月曜日14時から開催させていただきますので、よろしくお願いいたします。場所につきましては、また後日案内状とともにお送りさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

【小杉部会長】

それでは、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会第7回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございました。

— 了 —